

別表3 説明会又は協議の対象とする近隣住民等の範囲

近隣住民等の範囲は、以下のとおりとし、事前に市長と別途協議の上決定すること。
なお、下記以外の関係者等から説明を求められた際には、事業者の責任において説明等を行うこと。

●太陽光発電設備

事業区域の面積	近隣住民等の範囲 ※
1ha未満	事業区域の境界から50m以内
1ha以上	事業区域の境界から100m以内

※設置予定地周辺の状況によっては、対象範囲が拡大する場合もある。

●風力発電設備 ●小水力発電設備

事業区域面積や出力規模を問わず、市長と別途協議する。

●その他の発電設備

発電設備の内容、事業区域面積、出力規模等により市長と別途協議する。